

裁判例から考える薬剤師の役割－6 てんかん患者による交通事故と薬剤師の役割  
平賀 秀明<sup>1</sup>, ○秋本 義雄<sup>1</sup>(<sup>1</sup>東邦大薬)

【はじめに】 疾病や薬物、薬剤による意識障害などを原因とする事故は、本人のみならず他者へも危害を与えることがあり深刻な社会問題となっている。このような事故を防ぐために薬剤師は何ができるかを、てんかん患者が自動車運転中に意識を消失し他者を死亡させた裁判例を基に考察する。

【事件の概要と裁判所の判断】 てんかん治療中のAは、医師から薬を処方どおりに必ず服用するよう厳しく指導されていたものの処方どおりに服用しなくてもてんかんの発作は起こらないと思っていた。Aは自動車運転中にてんかんの発作を起こして意識を喪失し、歩道上で信号待ちのため自転車にまたがって停止していたB（男、当時14歳）をはね、死亡させた。

Bの両親はAとAの服薬状況を知っていた雇用者に損害賠償を求めた。裁判所はAと雇用者が連帯して、約8500万円を支払うように命じた。（平成23年10月18日、横浜地裁、判例時報2131号86頁）

【裁判所の指摘と考察】 Aは日常的に抗けいれん薬を服用していなかったものと認められ、重大かつ悪質な過失であり強い非難に値するとした。これは服薬コンプライアンスの重要性を指摘するものであり、薬剤師の心すべき点である。このような事故はてんかん患者に限らず、持病による意識障害や用いている医薬品の副作用による眠気、立ちくらみ、意識喪失などで発生しうる。このような事故防止のためには薬剤師の服薬指導は極めて重要であることは論を待たない。薬剤師は服薬指導に際し、患者の日常を理解し、なぜ服薬の継続が必要なのかを患者に理解させる必要があり、単なる服薬の説明であってはならない。その前提として薬剤師・医師・患者の協力・連携は不可欠であると考えらる。